

基本方針の改定概要（案）

令和8年1月
観光圏の機能強化に係る有識者会議
～国内外旅行者の2泊3日以上滞在の促進に向けて～



観光圏整備法に基づく基本方針改正について（概要）

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」について、前回の改正から約3年が経過する。

本有識者会議におけるとりまとめ及び今年度末までに閣議決定予定の第五次観光立国推進基本計画の内容を踏まえた上で、所要の改正を行う。（令和8年6月頃告示予定）

①本有識者会議におけるとりまとめ内容を踏まえた改正

（1）ブランドコンセプト確立の意義明確化

観光圏においてブランドコンセプトを確立することの意義を明確化。また、再検証を行い、必要に応じて見直しを実施するとともに、地域においてはブランドコンセプトに対する理解と意識の共有を図るための取組を実施することを記載。

（2）マネージャー制度の意義明確化

マネージャーが中心となって地域の幅広い関係者が連携体制を構築し、合意形成を促進する旨を追記。

（3）KPIの見直し

観光圏の目指す方向性を踏まえ、「2泊3日以上の滞在者の割合」を必須KPIとして新たに設けるとともに、ブランドコンセプトの認知度やマネージャーの稼働割合等、観光圏の機能を踏まえたKPIを1つ以上設定。

②観光立国推進基本計画の内容を踏まえた改正

（1）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標の改正

新たな「観光立国推進基本計画」で掲げた目標の達成に寄与することを目指す。

（2）新たな戦略に基づいた取組の実施

日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させる観光を目指し、「インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立」「国内交流・アウトバウンドの拡大」「観光地・観光産業の強靭化」に基づいた各種取組を実施することが重要である。観光圏においても同様の取組を促す観点から、これら3つの戦略に基づいた以下の取組について検討すべきことを明記する。

（ア）インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立

（イ）国内交流・アウトバウンドの拡大

（ウ）観光地・観光産業の強靭化

観光圏整備法に基づく基本方針改正について（概要）

章	タイトル	変更点
一	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none">第五次観光立国推進基本計画の内容を基に更新
二	観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none">ブランドコンセプト確立の意義を明確化とともに、再検証や見直し、地域理解促進のための取組を実施することを記載観光圏整備計画の目標について、リピーター数を削除し、二泊三日以上滞在者割合を追記マネージャー制度の意義を明確化とともに、観光地域づくりプラットフォームや観光地域づくりマネージャー等、地域の関係者の連携体制構築に関する文言を追記
三	滞在促進地区に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none">ターゲットニーズを踏まえた滞在コンテンツの開発の重要性について追記
四	観光圏整備事業に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none">指標について、リピーター数を削除し、二泊三日以上滞在者割合を追記第五次観光立国推進基本計画の施策の柱や国内需要拡大の施策案を基に更新滞在プログラムについて「ブランドコンセプトを体感でき、2泊3日以上の滞在につながる」ことが重要な旨を追記ニーズを踏まえた滞在コンテンツ及びプログラムの開発の重要性、またブランドコンセプトの見直しやターゲットの設定の見直しについて追記
五	関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項	—
六	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項	—
七	その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項	—

観光圏の基本方針改正に向けたスケジュール

	観光圏の基本方針の改正	観光立国推進基本計画
R8年1月	・第3回有識者会議 ・改定案作成作業	
2月		・観光分科会 (改定基本計画(案)について議論)
3月	↓	・観光分科会 (改定基本計画(案)の了承) ・大臣への答申
4月	・観光庁内協議	
5月	・パブリックコメント(30日) ・関係省庁事前協議	
6月	・関係省庁協議 ・長官決裁 ・告示	